

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

Ⅱ－５．福祉用具の公的給付制度としての在り方に関する考察

研究分担者 東 修司

国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害福祉研究部長

本研究では、福祉用具の公的給付制度としての在り方を考える上で、その重要な前提となる「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」について、1993年5月制定当初の考え方や枠組みを確認した上で、この間の見直し動向を踏まえた制度的な考察を行うことを目的としている。

法律が制定された当初段階では、厚生労働大臣（当時は厚生大臣）が指定する法人が、①研究開発助成業務、②情報収集提供業務、③利用効果評価業務などの法定業務を担うこととされており、この間、当該法人としてテクノエイドが指定されてきた。そして、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構をはじめ、国や地方公共団体、事業者等との連携による制度枠組みが形創られていた。

最近の法律改正により、この指定法人の仕組みが廃止され、最初の①の業務は独立行政法人福祉医療機構において継承されることとなったが、その後もテクノエイド協会では情報収集提供や臨床的評価など各種の取組が展開されており、福祉用具の研究開発や普及について同協会が重要な役割を果たしていることに変わりはない。

今回の見直しは、補助金等の執行や指定法人制度のあり方など、いわば施策横断的な改革議論の中で実施されたものと考えられるが、これを受けて、福祉用具の研究開発や普及に関する取組を如何に進化させていくかは、まさにこれからの議論である。

福祉用具に関する将来のグランドデザインやそのロードマップを検討するに際しては、多くのステークホルダーによる双方向の議論が活性化される工夫が重要であるとともに、関係機関における従来のノウハウや蓄積を十分に活かしつつ、最も効果的・効率的な制度枠組みを追求していく視点が求められる。

A. 研究目的

1993年5月に公布された「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（以下「福祉用具法」という。）では、第

2条において福祉用具の定義を「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」とし

ており、障害者自立支援法に基づく補装具費支給制度や介護保険法に基づく福祉用具貸与（購入）制度の対象品目はじめ、本定義に該当するものが広く含まれるものと考えられる。福祉用具の公的給付制度としての在り方を考える上で、この福祉用具法の制度体系がどのように形創られてきたか、そして今後に向けた如何に運用されていくかは、やはり非常に重要な前提となる。

法律が制定された当初、福祉用具法には、厚生労働大臣（当時は厚生大臣）が指定する法人（以下「指定法人」という。）による助成業務や情報収集提供業務等が定められるとともに、産業技術の研究開発の促進という観点から、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）が行う業務内容が定められており、国や地方自治体、事業者等との連携の下に、これら 2 つの法人を中核とした全体の制度体系が形創られていた。

その後 15 年以上にわたり同法に基づく制度運用が進められてきたが、2009 年 11 月の行政刷新会議における指摘を踏まえ、上記の指定法人である公益財団法人テクノエイド協会（指定を受けた当時は財団法人、2011 年 7 月に公益財団法人化。以下「テクノエイド協会」という。）が担う助成業務について、その原資となっていた独立行政法人福祉医療機構からの交付金が廃止されている。さらに、2011 年 6 月に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の中で福祉用具法が改正されることにより、指定法人という枠組み自体

も廃止されている。

これら一連の見直しは、福祉用具法が制定当初に想定していた制度体系に一定の変更を生じるものであり、指定法人が担っていた「福祉用具研究開発事業」も、これに先駆けて、2010 年度以降は、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）が「社会福祉振興助成事業」の中で担うこととなっている。しかしながら、研究開発助成以外の領域では、テクノエイド協会が引き続き、福祉用具に関する情報収集提供や臨床の評価事業など必要な取組を推進しており、公益財団法人としての同協会が重要な役割を担っている実態に変わりはないと考えられる。

本稿においては、こうした福祉用具法をめぐる最近の変化の動向を踏まえつつ、法律が制定された当時の制度枠組みやその基本的考え方に立ち返った検証を行うことを通じて必要な考察を加え、本分野における将来的なグランドデザインやその行程等を検討する際の視点を提示することを目指すものである。

B. 研究方法

福祉用具法、同法施行令、同法施行規則及び告示「福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）並びに関連する説明資料等に基づいて、法律の制定当初に想定された制度枠組みや基本的考え方等を確認した。

その上で「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法

律」及び同法施行時に発出された老健局長通知等により、最近における福祉用具法改正の内容やその背景・理由を確認するとともに、テクノエイド協会をはじめとする関係機関における事業概要や事業計画書等に照らして、現在の取組内容を把握することにより、この間の動向と今後の方向性について制度的な考察を行った。

C. 研究成果

福祉用具法では、その第1条に定められるように「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人や心身障害者の自立の促進並びにこれらの者の介護を行う者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、もってこれらの者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資すること」が目的とされている。

このため、法律制定当初の福祉用具法では、国及び地方公共団体、事業者等の責務が定められるとともに、指定法人に助成業務や情報収集提供業務等を担わせること、NEDOに福祉用具に関する産業技術の研究開発を促進するための関係業務を担わせることなど、これら二法人を中核とした、関係機関の連携による制度体系が形創られていた。そして、同法施行規則では、指定基準や事業報告など、指定法人と厚生労働大臣との関係性を規定する細則が定められるとともに、別の厚生労働省令ではこの指定法人をテクノエイド協会として定める旨が公布されていたところである。

なお、当時、指定法人の法定業務として定められていた具体的な内容をあらためて確認しておけば、以下の通りである。

(1) 福祉医療機構が行う助成業務のうち、福祉用具の研究開発及び普及に係るもの

(2) 福祉用具に係る情報であって老人及び心身障害者の福祉の増進に関するものの収集、及び上記(1)の助成業務の対象となる者に対する情報提供その他の援助

(3) 老人福祉施設、障害者支援施設等における福祉用具の利用が心身の状況又は介護者の負担に及ぼす効果に関する評価

(4) その他これらに附帯する業務

その後、わが国では15年以上にわたり、この福祉用具法に基づく制度運用が進められてきており、例えば、2008年3月に厚生労働省の生活支援技術革新ビジョン勉強会が取り纏めた提言「支援機器が拓く新たな可能性～我が国の支援機器の現状と課題～」(以下「ビジョン勉強会提言」という。)の中でも、「Ⅲ. 関係機関の取組等」として主に次のような体系が示されている(別添〔図表①〕参照)。

(1) 普及啓発等

① (財) 保健福祉広報協会(国際福祉機器展による広報・普及等)

② (社) シルバーサービス振興会(シルバー産業の適性評価・利用者への情報提供等)

③ (財) テクノエイド協会(福祉用具に関する情報の収集及び提供、普及の促進)

(2) 開発支援等

- ① (財) テクノエイド協会 (ニーズに基づく福祉用具の研究開発)
- ② (独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (福祉用具に係るシーズの具体化→産業化)
- ③ (独) 情報通信研究機構 (障害者等通信・放送サービス充実研究開発)

なお、後者の(2)の「開発支援等」については三つの関係機関がそれぞれ政府から出資(出資を受けた独立行政法人からの交付金を含む)を受けて、研究主体に助成する仕組みが示されている。また、このほか「障害特性等に関する基礎的研究、知見集約」として、国立障害者リハビリテーションセンターと独立行政法人産業技術総合研究所の両機関が位置付けられてきたところである。

しかしながら、この提言が取り纏められた翌年、2009年秋の行政刷新会議における議論を受けて、指定法人であるテクノエイド協会が担う助成業務について、その原資となっていた福祉医療機構からの交付金が廃止されている。続く、2011年6月に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の中で福祉用具法が改正され、指定法人という枠組み自体が廃止されている。さらに、これに先駆けて、指定法人としてのテクノエイド協会が担っていた「福祉用具研究開発事業」は、2010年度以降、福祉医療機構が実施する「社会福祉振興助成事業」の中で対応される仕組みに変更されている。

なお、当時の議論の模様を確認するために、2009年11月17日行政刷新会議ワーキングチーム「事業仕分け」第2WGの

評価結果をみれば、福祉医療機構に対しては「基金を全額国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求をしてもらいたい」という点をはじめ、一連の改善指摘が出されている。他方、その翌年の2010年12月に出された「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書においては、「Ⅱ. 公益法人」の中で、次の記載が盛り込まれている(報告書から一部抜粋)。

①全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。

④「特定の補助金等を特定の法人に毎年度交付する」いわゆる名宛て補助金は原則廃止する。当該補助金の政策的必要性が高い場合については、可能な限り競争的な選定となるよう検討する。また、予算上相手先を特定せざるを得ない場合には、情報公開を徹底し、透明性を確保する。

なお、厳密には、後者の「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書が出されたのは2010年の年末であり、テクノエイド協会が担っていた「福祉用具研究開発事業」が、2010年度から福祉医療機構の「社会福祉振興助成事業」で対応する整理となったこととの前後関係は踏まえれば、当該報告書を受けた措置であったと位置付けることはできない。ここでは、行政刷新会議をはじめ、厚生労働省における当時の補助金

や指定法人制度をめぐる議論が如何なる視点に立ったものであったかを知る上で有用と考えられたため、敢えて引用することとしたものである。

このような一連の経過を踏まえれば、福祉用具法における指定法人制度や当該法人からの助成業務が廃止された背景には、いわば補助金等の執行や指定法人制度の在り方をめぐる、施策横断的な改革議論が存在していたと考えられるところである。

なお、こうした助成業務以外の領域において、テクノエイド協会は引き続き、情報収集提供や臨床的評価をはじめとする様々な取組を展開しているところであり、公益財団法人として、福祉用具分野で重要な役割を担っていることに変わりはない。

勿論、テクノエイド協会だけにとどまらず、NEDOをはじめ、国立障害者リハビリテーションセンター、産業技術総合研究所、情報通信研究機構などの関係機関における取組が広く進められていることは言うまでも無い。ただし、本研究では、この間の福祉用具法見直しに伴う状況変化に着目していることから、その直接の対象となったテクノエイド協会に焦点を当てた考察を進めることとしている。

他方、この間の福祉用具法見直しが、研究開発及び普及をめぐる全体状況にどの程度影響したかは、一概に評価することは難しく、慎重な見極めも必要である。例えば、日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）によれば、福祉用具産業の市場規模を推計した結果は、2010年度において全体で1兆1,504億円、対前年度比

104.7%とされている。2001年度から市場規模全体の横ばいが続いていたが、2008年度、2009年度と減少に転じた後、2010年度には増加に転じたとされている。福祉用具法制定後、関係機関における取組が鋭意進められてきている中、その市場は着実な拡大を見せており、また、その時々の変動は、関連する諸制度の在り方に留まらず、市場をめぐる様々な要因から影響を受けてきたものと考えられる。（別添〔図表②〕を参照）

D. 考察

次に、以上の事実経過を踏まえつつ、福祉用具法の見直しを踏まえた制度的な考察を行う。具体的には、法律制定当初に想定された指定法人の主立った業務内容に照らして、現在のテクノエイド協会における取組との比較を通じて、以下個々に検証していくこととしたい。

（1）研究開発助成業務

まず、指定法人業務の第一は助成業務であった。既にみたように、従来、テクノエイド協会が実施していた「福祉用具研究開発助成事業」は2009年度で終了し、2010年度からは福祉医療機構が実施する「社会福祉振興助成事業」の中で対応されることとなっている。

その前後における主な相違点を確認すれば、見直し前には、長寿社会福祉基金から交付される交付金を原資として、例えば2009年度であれば2.1億円程度が計上されていた。それに対して、見直し後には、例えば2010年度であれば、全体として30.5億円程度とされる助成総額の内

数と位置付けられている。さらに、2010年7月の第5回「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」に提示された資料によれば、2010年度における福祉医療機構の「社会福祉振興助成事業」のうち、先進的・独創的活動支援事業の中の「日常生活、社会参加を支援する福祉用具の実用化研究開発に関する事業」として11件が採択されており、その総額は1.1億円程度となっている。

なお、この見直し後の仕組みは、前述の通り、あくまでも「社会福祉振興助成事業」の中での内数という位置付けであり、厳しい財政状況の中、毎年度の予算要求や実際の申請・採択に左右されるという点にも、やはり留意が必要であろう。

次に、福祉用具の研究開発は、利用者のニーズや適切な評価等を踏まえて適切に実施される必要があり、その研究開発を促進するための助成に際しても同様の観点求められる。かつての指定法人であったテクノエイド協会では、自ら実施する各種の事業展開を通じて得られた情報内容を、研究開発助成に際して反映させることも可能な仕組みであった。今後においては、2010年度から研究開発助成を承継することとなった福祉医療機構との間で、テクノエイド協会が一層の情報連携を図るような対応が求められるところである。勿論、その際には、単に両法人間の連携に留まらず、前出の「ビジョン勉強会提言」が示したように、NEDOをはじめ、国立障害者リハビリテーションセンターや産業技術総合研究所、情報通信研究機構など関係機関との間での全体的な連携体制が、一層その重要性を増す

ことはあらためて指摘するまでもない。

なお、このほかにも、テクノエイド協会では「福祉機器開発普及等事業」や「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」などの調査研究事業が展開されている。同法人のHPで公開される情報によれば、前者の「福祉機器開発普及等事業」は、福祉機器に関する調査研究や規格化、標準化の研究を実施し、福祉機器のニーズと技術シーズの適切な情報連携を促進するとされている。また、後者の「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」では、試作段階の介護機器等に対してモニター調査等を行い、もって開発する上での課題を顕在化させ、良質な介護機器等を実用化する上で有効なスキームについて研究するとされされているところである。研究開発者に対して直接的に助成を行うものではないとしても、これらの調査研究事業が引き続き、福祉用具の研究開発の分野に貢献していくことが期待されるところである。

(2) 情報収集提供業務

指定法人の業務の第二は、情報収集提供であった。本業務について、当時の福祉用具法では「福祉用具に係る情報であって老人及び心身障害者の福祉の増進に関するものの収集、及び助成業務の対象となる者に対する情報提供その他の援助」を行うこととされており、条文だけをそのまま解釈すれば、「助成対象となる者」への情報提供が、直接的な視野に置かれていたようにも見受けられるところである。

ただし、この点については、1993年10月に大臣告示として公布された基本方針

の第一「二．福祉用具の研究開発体制の整備目標」の中で、指定法人及びNEDOを中核として、①供給者サイド、②利用者サイド、③基礎研究者サイド、④民間企業サイドのそれぞれが、その有する情報やノウハウを相互に提供していけるようなシステムを構築する必要があるとされており、より広範な情報収集や提供の在り方を視野においた目標が提示されてきたものとして解釈されるべきところであろう。

このような解釈に立てば、福祉用具法が見直された後の現在においても、テクノエイド協会で実施されている各種事業を通じて収集提供される情報の在り方は、引き続き重要であることは論を待たない。テクノエイド協会のHP情報によれば、まずTAIS (Technical Aids Information System) と呼ばれる「福祉用具情報システム」があり、全国の製造事業者や輸入事業者から情報収集したデータベースとして、2012年8月現在では企業情報564社、用具情報7,242件が収録されている。また、2010年2月からは「福祉用具ニーズ情報収集・提供システム」として、インターネットを通じて福祉用具に関する意見や要望等を収集することにより、それをメーカーや研究者に提供する取組が新たにスタートしている。特に、後者については、未だ新しい取組みであるということもあり、2012年7月現在で掲示板の投稿200件、ご意見156件、メール登録141件とされているが、インターネット上の掲示板等における自由な意見や要望、生の声を伝えていくという点では、福祉用具をめぐる関係者による「井戸端

会議」にも通じる側面もあり、今後の拡がりや新たな技術の導入等を通じて、さらなる発展が期待される場所である。

(3) 利用効果評価業務

指定法人の第三の業務は、福祉用具の利用効果に対する評価であり、当時の福祉用具法では「老人福祉施設、障害者支援施設等における福祉用具の利用が心身の状況又は介護者の負担に及ぼす効果に関する評価」を行うこととされていた。

これに対応する、或いは(施設等における利用者の評価に留まらないという意味において)より広く捉えた取組として、テクノエイド協会では「福祉用具臨床的評価事業」や「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」などが展開されている。同法人のHPで公開される内容によれば、前者の「福祉用具臨床的評価事業」は、利用者が福祉用具を利用する場面(臨床)についての知見を有する専門家及び障害当事者の合議制により、安全性や操作機能性に関する評価基準に基づく評価を実施し、認証された福祉用具の公表及び情報提供を行うとされている。現在、評価の対象となる福祉用具は、介護保険等の公的給付の対象となる種目(車いす、電動車いす(標準型・簡易型・ハンドル型)、特殊寝台、スロープ、入浴補助用具(入浴台、浴室用すのこ及び浴槽用すのこ、浴槽内いす)、入浴用いす、ポータブルトイレ)のうち、工学的安全性において、JIS認証を受けていることが要件とされており、2012年3月現在で認証件数は91件である。

また、後者の「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」は、製品に起因しない福祉用具の利用に係る「事故」や「ヒヤリ・ハッ

ト情報」を全国の関係者から収集し、テクノエイド協会に設置した検討委員会において「使用する人」「用具の使われ方」「使われる環境」等に着目した要因分析を行い、事例情報として発信するとされている。

以上、法律の制定当初に想定されていた三つの業務内容に着目した検証を進めたが、このように見てくると、指定法人制度が廃止された今日においても、引き続き、テクノエイド協会が果たしている役割が大きい実態があらためて確認される。なお、これらの取組については、テクノエイド協会に限らず、NEDOをはじめ、国立障害者リハビリテーションセンター、産業技術総合研究所、情報通信研究機構などの関係機関、さらには民間法人においても、それぞれの機関の設置趣旨や事業計画等に即して必要な対応が実施されている。福祉用具の利活用を適切に促進していく上で、各方面での幅広い取組が重要であることは言うまでもない。しかしながら、どの実施主体が如何なる観点から取り組むのか、どこに相談すればどのような対応が可能となるのかという全体の「鳥瞰図」が見えていることも、施策の効果的・効率的な展開、利用者の利便の向上、混乱の回避という面で重要と考えられる。例えば、①多様な特性やニーズ等を踏まえた研究開発や普及、②産業技術の促進に資する研究開発、③基礎研究や高度・専門的な先進的技術研究、④評価方法や評価指標の開発、⑤標準化の推進や国際規格化など、幾つかの基本的な視点から、幅広い実施主体の取組について、全体の体系をわかり易く整理・

提示していく方向性も、今後、必要となってくるのではないかと考えられる。言い換えれば、かつての「ビジョン勉強会提言」が提示した関係機関の連携を示す全体像（別添〔図表①〕参照）については、より今日的な課題認識の下に、一層、幅広い実施主体と相互の連携関係を視野に置きつつ、あらためて描き直されることも必要ではないかと考えられるのである。

E. 結論（まとめ）

以上、福祉用具法が制定された当初の趣旨や制度枠組みを整理した上で、かつての指定法人が担うこととされていた主な業務内容のそれぞれに照らした検証を行うことを通じて、この間の見直しの影響やその後の方向性について考察を進めてきた。

特に、法律が改正される前の制度枠組みの下では、指定法人と厚生労働大臣の関係性が定められるとともに、施行規則において指定基準をはじめとする運営面でのルールが設けられていたところである。福祉用具法第4条第1項では「国は、この法律の目的を達成するため必要な福祉用具の研究開発及び普及の促進を図るための財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」とされている。かつては、厚生労働大臣が指定する法人が研究開発助成をはじめとする一連の法定業務を実施する一方、経済産業大臣によるNEDOを通じた取組が推進されることが相俟って、全体として国の責務が果たされてきた側面もあ

ったのではないかと考えられる。

この指定法人の枠組みは廃止されることとなったが、2011年7月以降、テクノエイド協会は公益財団法人と位置付けられており、情報収集提供や臨床的評価など一連の取組が、公益事業として引き続き実施されていることに変わりはない。今後とも、テクノエイド協会におけるこの間の蓄積やノウハウが十分に活かされるとともに、指定法人に代わって研究開発助成を担うこととなった福祉医療機構はもとより、NEDO、国立障害者リハビリテーションセンター、産業技術総合研究所、情報通信研究機構など関係機関との適切な連携を通じて、わが国における福祉用具の利活用が一層促進されていく展開が期待される場所である。

最後に、福祉用具をめぐる公的給付制度の最近の動向を確認しておきたい。まず、補装具費支給制度については、2010年度に価格改定が行われている。具体的には、義肢、装具、座位保持装置について、一定数の義肢装具等製作事業者に人件費及び素材費に関する実態調査を行い、その結果を踏まえつつ、これまでの改定方法による価格との差を検証することにより、価格改定が行われた。また、車いすや電動車いす等については、実勢価格と基準価格とが乖離している項目に関して価格改定を行うとともに、オプション部分に関する基準価額の設定等を行うといった措置が採られている。

次に、2012年4月の「障がい者制度改革推進本部における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関

係法律の整備に関する法律」が施行されることにより、高額障害者福祉サービス等給付費について、障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算する措置が導入され、補装具の利用者負担について配慮する措置が実施されている。

他方、介護保険法においては、2009年度の介護報酬改定に向けた介護給付費分科会の審議の中で、いわゆる「外れ値」（福祉用具の価格について、同一製品で非常に高額となるケース等）が一部に存在している実態等を踏まえて、検討が進められた。その結果、競争を通じた価格適正化を推進するため、製品毎等の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表を行うことや、介護給付費通知における同一製品の貸与価格幅等の通知を可能とすることなど、都道府県や市町村における取組を支援する必要性が報告されるとともに、国民健康保険団体連合会の介護給付費適正化システムの改修が実施されたところである。さらに、2012年度の介護報酬改定に際しては、厚生労働省「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」や介護給付費分科会における議論を経て、全ての福祉用具貸与事業者・特定福祉用具貸与事業者に、福祉用具サービス計画書の作成が義務付けられている。

このように福祉用具に関連する公的給付制度においては、逐次、必要な見直しが進められてきている。他方、福祉用具の研究開発や普及に関する全体の制度枠組みを定める福祉用具法については、1993年5月の制定以来、既に20年を経ようとしている。既にみたように、最近における法律改正は、補助金の執行や指定

法人の在り方等をめぐる施策横断的な改革議論の中で実施されたものと考えられる。これを受けて、福祉用具の研究開発や普及に関する取組を如何に進化させていくかは、まさに、これからの議論であろう。

現在の福祉用具法では、産業技術の研究開発を促進する観点から、NEDOの法定業務に関する規定が存在している一方、かつての指定法人に係る規定部分については一括削除されたままの形となっており、福祉医療機構に承継された助成業務も法律上の位置付けを有していない。他方、厚生労働省HP（2013年2月現在）で公開されている基本方針の内容を見れば、未だ指定法人に係る記述が残されているため、この間の法律改正を受けた内容にしていくことが整合的と考えられる。さらに、この基本方針においては、関係機関で把握された情報が、他機関にもフィードバックされ共有されていく重要性が位置付けられているものの、福祉用具をめぐる多くのステークホルダーによる双方向の議論、いわば「井戸端会議」的なプロセスを通じて対応の方向性を見出していくことなど、今日的な課題認識を視野においた検討を深めていく余地もあるのではないかと考えられる。

最後に、福祉用具に関する将来のグランドデザインや、それに向けたロードマップを検討する場合には、この間の福祉用具法の見直しの経過も踏まえた上で、関係機関における従来のノウハウや蓄積を活かしつつ、最も効果的・効率的な方向性を追求していく必要があることを指摘しておきたい。そして、その際には、

利用者はもとより、専門職や介助者、研究開発者、製造・販売・貸与事業者、行政担当者などによる双方向の議論が活性化されるような工夫が重要であり、相互のコミュニケーションを通じた、新たな対応の拡がりや発展が求められるところである。

F. 参考文献

- 1) 「支援機器が拓く新たな可能性～我が国の支援機器の現状と課題～」(生活支援技術革新ビジョン勉強会報告) (2008年)
- 2) 厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業「確かな適合に基づく福祉機器の供給に関する調査研究」(平成20-21年度総合研究報告書) (2010年)
- 3) 厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業「障害者の自立を促進する福祉機器の利活用のあり方に関する研究」(平成22年度、平成23年度総括・分担研究報告書) (2011年、2012年)
- 4) 「障害者自立支援法―逐条解説―」(新日本法規) (2008年)
- 5) 厚生労働省「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」第5回提出資料 (2010年)
- 6) 日本福祉用具・生活支援用具協会「2010年度福祉用具産業の市場規模調査結果の概要」(2012年)
- 7) 厚生労働省「独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書 (2010年)

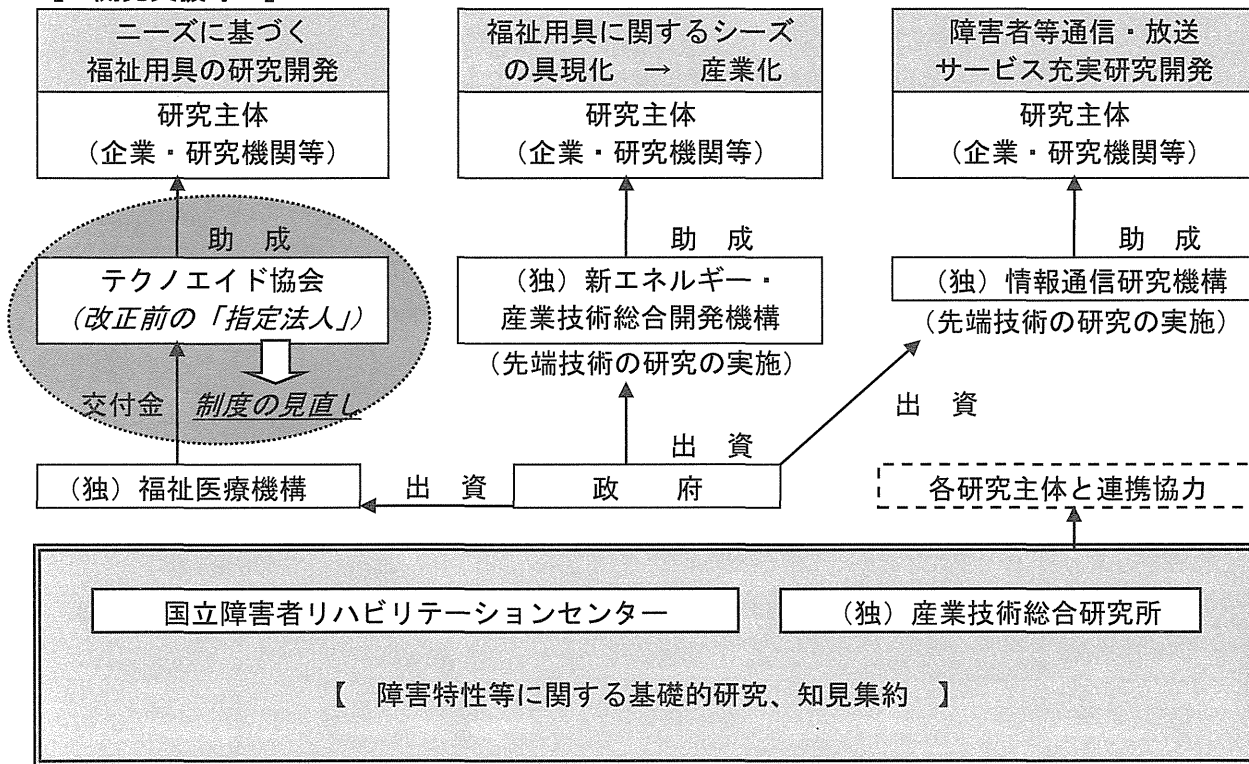
〔図表①〕福祉用具の研究開発及び普及の促進に向けた関係機関の連携体制について

【普及啓発等】

(財) 保健福祉広報協会
(社) シルバーサービス振興会
(財) テクノエイド協会

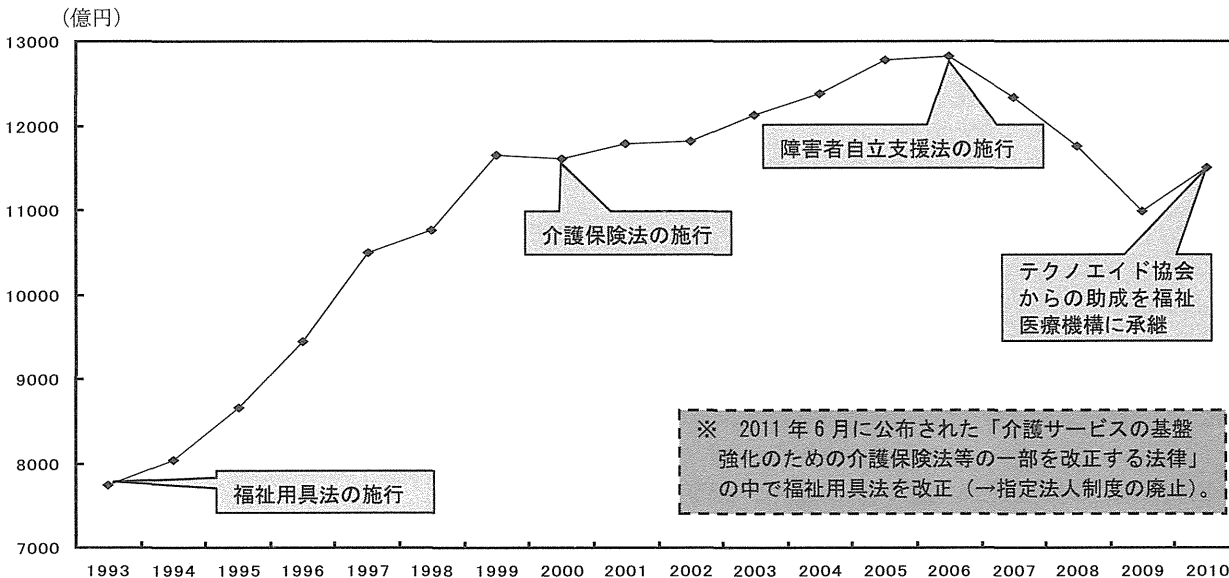
(国際福祉機器展による広報・普及等)
 (シルバーサービスの適性評価・利用者への情報提供等)
 (福祉用具に関する情報の収集及び提供等、普及の促進)

【開発支援等】



(注) 生活支援技術革新ビジョン勉強会報告「支援機器が拓く新たな可能性～わが国の支援機器の現状と課題～」に基づき筆者作成

〔図表②〕近年における福祉用具の市場規模の動向等（推計値）について



(注) 日本福祉用具・生活支援用具協会「2010年度福祉用具産業の市場規模調査結果の概要」(2012年6月)に基づき筆者作成

Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

発表者氏名	論文タイトル	発表誌名	巻号	ページ	出版年
北野義明、田中理、松尾清美、 沖川悦三、鈴木寿郎、丸山靖、 谷垣聡、服部一希、喜納正雄	車いす利活用に関する ロードマップ作成に向けての検討	第 27 回リハ 工学カンフ ァレンス	CD-ROM	17-18	2012

IV. 研究成果の刊行物・別刷

車いす利活用に関するロードマップ作成に向けての検討

Developing a roadmap towards effective utilization of wheelchair

- 石川県リハビリテーションセンター
- 横浜市総合リハビリテーションセンター
- 佐賀大学 大学院医学系研究科
- 神奈川県総合リハビリテーションセンター
- 日本福祉用具評価センター
- 株式会社トモ
- ヤマハ発動機株式会社
- 日進医療器株式会社
- 有限会社木村義肢工作研究所
- 北野 義明
- 田中 理
- 松尾 清美
- 沖川 悦三
- 鈴木 寿郎
- 丸山 靖
- 谷垣 聡
- 服部 一希
- 喜納 正雄

キーワード：福祉機器利活用、車いす、ロードマップ

1. はじめに

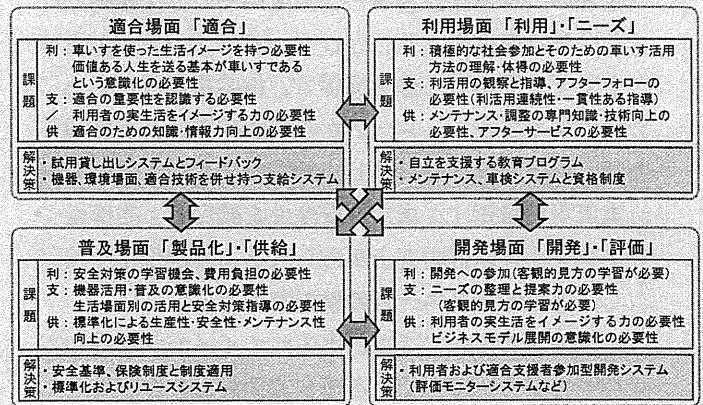
福祉機器の利活用促進を目指し、厚生労働省科学研究費研究事業「障害者の自立を促進する福祉機器の利活用のあり方に関する研究」(平成 22~24 年度 代表者 諏訪 基 国立障害者リハビリテーションセンター研究所)に取り組んでいる。その分担研究「利活用促進要素ごとの課題解決策の提案」(代表者 田中 理 横浜市総合リハビリテーションセンター)として具体的に「車いす」を取り上げ、利活用に関する課題や解決策そして平成 35 年(福祉用具法施行 30 年)へのロードマップ作成をめざし、利用者、適合支援者(処方者、中間ユーザ、判定者)、供給事業者(メーカ、ディーラ)等のステークホルダーで構成されるワーキンググループにおいて検討している。本稿において、このワーキンググループで議論してきた内容を提示(中間報告)することで広く意見を求めることとする。

2. 利活用に関する課題の整理と解決策の検討

車いす利活用促進に関係する要素(適合、利用、ニーズ、開発、評価、製品化、供給、そしてそれらを取り巻く社会環境)について、ステークホルダーが与えている影響と課題について議論し、図 1 に概要をまとめた。

適合の達成は、各ステークホルダーが実生活のイメージをしっかりとって関わり合うことができるかどうかを鍵を握る。すなわち、生活環境場面での試用評価が重要であり、これが補装具費支給制度等の支給判定に繋がるシステムの構築が求められる。

利用場面においては、生活場面に応じた適正な使い方や応用技術を習得するとともに車いすの基本的な構造や調整方法を理解することで、生活改善を図るべきであり、このトレーニングの場が求められる。そして、適正に継続活用していくためのアフターフォローや定期点検のシステム化が求められ、それを担う適合支援者(中間ユーザや判定者)や供給事業者(調整技能者)の資格制度等を整備すべきである。



※ 利：利用者 支：適合支援者(処方者、判定者、中間ユーザ) 供：供給事業者(メーカ、ディーラ)

図 1 車いす利活用に関する課題と解決策

開発場面においては、実生活の中での真の利用者ニーズを整理し、それをいかに効率的に実現できるかが重要であり、そのために利用者・適合支援者参加型の開発システムの構築が必要となる。

普及場面においては、適正な調整・活用によって、生活がいかに改善されるかを明示すべきである。また、安全性の確保や安全指導も重要な課題であり、安全指標を明確にし、これに応じた部品の標準化が求められる。

3. ロードマップ作成に向けてのシナリオ検討

課題および解決策を踏まえて、各ステークホルダーの視点で将来に向けてのシナリオを推測し、協議を行った。適合、利用・普及、開発の各場面におけるシナリオ案の概要を図2に示す。

適合場面においては、適合支援者と供給事業者ともに実生活のイメージ力向上を図り、利用者が生活イメージを持って人生選択できるよう指導できる人材の育成を急ぐべきである。そして、実生活をシミュレートした環境で試用評価できる適合技術支援拠点であり、補装具費支給制度等の支給判定システムの拠点ともなる「アシスティブテクノロジーセンター（福祉用具適合支援センター）」（以下、ATセンターと略す）のモデル設置を図る。情報や技術の蓄積を進め、各県レベルで「ATセンター」の整備を目指すとともに適合技術の普及に努める。

利用・普及場面においては、利活用技術の指導やアフターフォローを担う適合支援者およびメンテナンス技術を持った供給事業者の人材育成に取り組み、利用者の利活用技術習得、安全活用そして積極的な社会参加を促進する。そして、「ATセンター」を核として、利用者、適合支援者、供給事業者がともに検討することで、ニーズから機器開発、社会環境整備、福祉制度へと提案し、地域に応じた具体的な施策実現を目指す。また、安全性を確保し、生産性やメンテナンス性の向上が図られるよう標準化を検討し、将来的なリユースの検討を進める。

開発場面においては、実生活のイメージを持ってニーズ分析・整理できる適合支援者および客観的に発言できる利用者の人材育成を図った上で、利用者・適合支援者参加型の開発システム構築を目指す。開発テーマによって「ATセンター」が、これらの

人材のコーディネートや場の提供を行う。

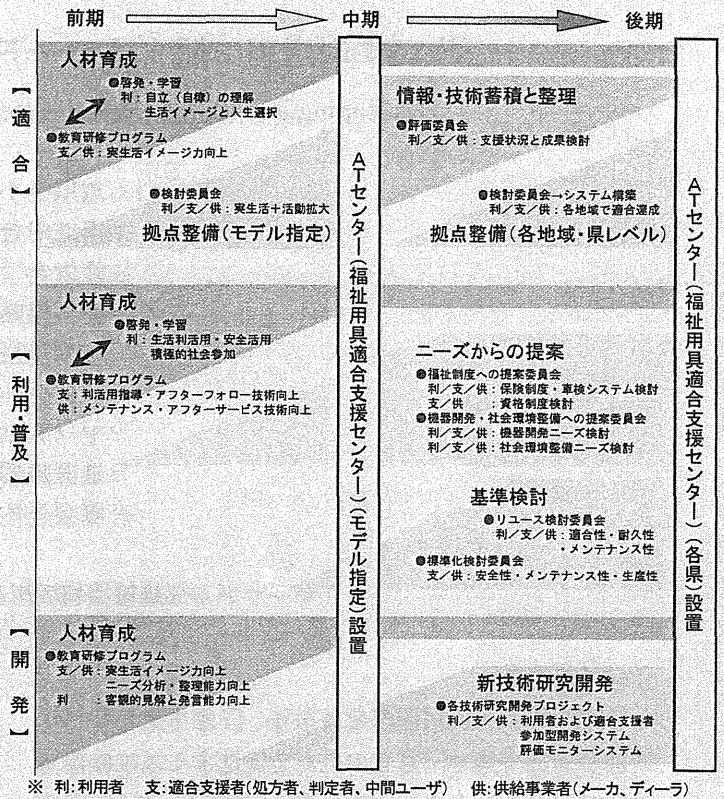


図2 車いす利活用に関するロードマップのシナリオ案

4. おわりに

依然として概略に止まっているが、具体的にどのような形で何を実現していくか議論を深める必要がある。現在の社会背景や障害に対する意識、行政施策を容易に変えられるわけではないが、利用者が能動的に社会参加し、さまざまな人々が共生する社会を明確に示していくことで、その実現に一步でも近づくと考える。そのためにも、共生社会の構築をめざしたロードマップ作成を進めていきたいと考える。

参考文献

- 1) 田中理: 利活用促進要素における課題の整理と解決策の提案, 諏訪基・他, 障害者の自立を促進する福祉機器の利活用のあり方に関する研究 平成 22 年度総括・分担研究報告書, 25-43, 2011
- 2) 田中理: 利活用促進要素における課題の整理と解決策の提案, 諏訪基・他, 障害者の自立を促進する福祉機器の利活用のあり方に関する研究 平成 23 年度総括・分担研究報告書, 29-60, 2012

